

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分 01 北海道	(2)市町村区分 100 札幌市	(3)所轄庁区分 01100	(4)法人番号 4430005000543	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 扶桑苑					
(8)主たる事務所の住所 北海道 札幌市 北区篠路2条9丁目1番15号					
(9)主たる事務所の電話番号 011-803-4416	(10)主たる事務所のFAX番号 011-776-0607	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://fusoen.jp	(14)法人のメールアドレス info@fusoen.net				
(15)法人の設立認可年月日 昭和34年3月1日	(16)法人の設立登記年月日 昭和34年12月16日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況					
(1)評議員の定員	8	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円)	220,000

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
本籍 嘉三 会社顧問		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	2 無	2 無	3
細川 正人 市議会議員		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	1 有	2 無	2
越前屋 廣明 団体役員		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	1 有	2 無	3
伊藤 貞三 法人役員		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	2 無	1 有	3
大竹 實 団体役員		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	2 無	1 有	3
伊藤 まち子 法人役員		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	1 有	1 有	3
大山 則夫 法人参与		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	1 有	2 無	3
坂口 嘉勝 会社参与		H29.4.1 ~ H32年度決算に係る定時評議員会終結時	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況					
(1)理事の定員	7	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円)	4,160,000 1 特例有

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
小川 敏雄	1 理事長（会長等含む。）	平成28年1月29日	2 非常勤	平成28年1月19日	団体役員	1 有
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	5
田中 和男	2 業務執行理事（常務理事等含む。）		1 常勤	平成28年1月19日	法人役員	1 有
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給	5
高田 研司	3 その他理事		2 非常勤	平成28年1月19日	法人役員	2 無
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	5
谷山 正司	3 その他理事		2 非常勤	平成28年1月19日	法人役員	2 無
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	5
藤本 欣也	3 その他理事		2 非常勤	平成28年1月19日	法人役員	2 無
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給	4
森脇 宏	3 その他理事		2 非常勤	平成28年1月19日	法人役員	2 無
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給	5
丹野 靖子	3 その他理事		1 常勤	平成28年1月19日	法人職員	2 無
	H29.6.23 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況					
(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円)	180,000

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	
高野 一夫	公認会計士	2 無	平成28年1月19日
牛坂 浩	H28.1.29 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	4 財務管理に識見を有する者（公認会計士）	
	団体役員	1 有	平成28年1月19日
H28.1.29 ~ H30年度決算に係る定時評議員会終結時	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）		5

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況			
(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況					
(1)法人本部職員の数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	1.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の数					
①常勤専従者の実数	81	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	21
		常勤換算数	1.0	常勤換算数	10.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況			
(1)評議員会ごとの評議	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事	(3)評議員会ごとの出席回数	1/4

委員会開催年月日	理事			会計監査人	議案内容
	評議員	理事	監事		
平成29年6月23日	7	0	1		① 平成28年度 事業報告・決算報告 ② 地域小規模児童養護施設すずらん敷地・建物の基本財産への編入の定款一部変更 ③ 役員等報酬等支給基準制定の承認 ④ 任期満了に伴う理事・監事の選任
平成29年12月21日	8	0	2		① 平成29年度上期事業・予算執行状況報告 ② 札幌市指導監査結果報告
平成30年3月8日	7	0	2		① 定款の一部変更 ② 役員等報酬等支給基準の一部改正

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年6月7日	7	2	① 平成28年度 事業報告・決算報告 ② 定款・定款細則の一部変更 ③ 役員等報酬等支給基準の制定・役員等報酬等規程の一部改正 ④ 任期満了に伴う理事・監事選任 ⑤ I 種職員就業規則の一部改正
平成29年6月23日	7	1	① 理事長の選定 ② 常務理事の選定
平成29年11月30日	6	1	① 平成29年度第1次補正予算 ② I 種・有期職員就業規則の一部改正 ③ 給与規程・経理規定の一部改正 ④ 柏葉荘管理規定の一部改正 ⑤ 柏葉荘防犯カメラの設置について
平成29年12月25日	4	0	① 柏葉荘防犯カメラ設置工事請負契約の締結について
平成30年2月22日	6	2	① 定款の一部変更 ② 役員等報酬等支給基準の一部改正 ③ 職員就業規則の一部改正
平成30年3月30日	7	2	① 平成29年度第2次補正予算 ② 平成30年度法人運営方針(案)・各施設事業計画(案) ③ 平成30年度予算(案) ④ III 種職員就業規則の制定 ⑤ 給与規程の一部改正

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	高野 一夫 牛坂 浩
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)				
001 本部拠点	本部拠点	ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
		00000001	本部経理区分	扶桑苑							
		北海道	札幌市北区	北区篠路2条9丁目1番15号		2/4	3 自己所有	3 自己所有	昭和三十四年3月24日	0	0

施設名	直近の受審年度
児童養護施設 柏葉荘	平成29年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	板垣美津子会計事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	1,571,400
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	平成29年7月12日に札幌市により行われた、社会福祉法人及び児童養護施設に対する指導監査において、 (1) サービス区分地域小規模児童養護施設すずらんを経理規程に規定するとともに、事業実態に応じて経理規定を見直すこと。 (2) 提供されている食事の熱量・栄養素が基準量を満たしている確認を行うこと。
②実施した改善内容	(1) については、平成29年度11月30日開催の理事会において経理規定の関係部分を改正した。 (2) については、監査終了後直ちに月次「栄養月報」により確認した。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	無し
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(令和3年4月1日現在)

《 理事・監事 》

(任期 令和元年6月26日～2年以内の最終定時評議員会)

区分 役名	氏 名	職 業	自 宅 住 所	役員就任年月日 (役員初就任年月日)
理事長	田中 和男	社会福祉法人 評議員	非 開 示	令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	小川 敏雄	一般財団法人役員		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	高田 研司	学校法人 理事長		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	谷山 正司	無 職		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	森脇 宏	社会福祉法人 常務理事		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	藤本 欣也	会社役員		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
理 事	丹野 靖子	保育園長		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
監 事	牛坂 浩	団体役員		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)
監 事	高野 一夫	公認会計士 税理士		令和元年6月26日 (平成26年1月29日)

社会福祉法人 扶桑苑 役員名簿

(令和3年4月1日現在)

《 評 議 員 》

(任期 平成29年4月1日～4年以内の最終定時評議員会)

区分 役名	氏 名	職 業	自 宅 住 所	評議員就任年月日 (役員初就任年月日)
評議員	本館 嘉三	会社顧問	非 開 示	平成29年4月1日 (平成18年1月29日)
評議員	越前屋廣明	団体役員		平成29年4月1日 (平成16年12月9日)
評議員	細川 正人	札幌市議会議員		平成29年4月1日 (平成18年1月29日)
評議員	伊藤 貞三	社会福祉法人役員		平成29年4月1日 (平成19年3月21日)
評議員	大竹 實	団体役員		平成29年4月1日 (平成22年1月29日)
評議員	伊藤 まち子	社会福祉法人役員		平成29年4月1日 (平成22年4月1日)
評議員	大山 則夫	社会福祉法人参与		平成29年4月1日 (平成22年7月1日)
評議員	坂口 嘉勝	会社参与		平成29年4月1日 (平成24年12月20日)

社会福祉法人 扶桑苑 役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人扶桑苑（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬、旅費及び交通費（以下「報酬等」という。）の支給の基準を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

(1) 非常勤の理事長

ア 報酬

月額12万円

イ 旅費

法人旅費規程による。

(2) 常勤の理事長

ア 報酬

月額27万円

イ 賞与

報酬月額を年2回

ウ 旅費

法人旅費規程による。

エ 交通費

法人給与規程による。

(3) 非常勤の評議員、理事(理事長を除く。)及び監事

ア 報酬

次の業務に従事する場合に1日につき1万5千円

(ア) 評議員会又は理事会への出席

(イ) 行政が実施する監査への立会等職務に関連する業務

(ウ) 監事監査の実施

(エ) 評議員選任・解任委員会への出席

(オ) その他理事長が必要と認める業務

イ 旅費

法人旅費規程による。

2 役員等には、前項に規定するもの以外の賞与、退職手当等一切のものは、これを支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、職員給与を支給されている職員が理事を兼ねる場合、職員給与以外のものは、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び手段は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号の役員等

ア 支給の時期

法人職員に対する給与支給日

イ 支給の手段

銀行口座への振込み

(2) 前条第1項第3号の役員等

ア 支給の時期

前条第1項第3号アに列挙する業務に従事した日

イ 支給の手段

現金渡し

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、その金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この基準を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この基準を改正し、又は廃止するときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年9月25日から施行する。

社会福祉法人 扶桑苑 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人扶桑苑（以下「法人」という。）の苦情解決審査委員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）への報酬、旅費及び交通費（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の各号に定める報酬等を支給する。

(1) 苦情解決審査委員

ア 報酬

次の業務に従事する場合に1日につき1万5千円

- (ア) 苦情申立者からの苦情の聴取
- (イ) 苦情解決のための実地調査
- (ウ) 苦情に係る審査結果の苦情申立者への報告
- (エ) 苦情に係る審査結果の法人理事会への報告
- (オ) 苦情解決審査委員連絡会への出席
- (カ) その他理事長が必要と認める業務

イ 旅費

法人旅費規程による。

(2) 評議員選任・解任委員会委員

ア 報酬

次の業務に従事する場合に1日につき1万5千円

- (ア) 評議員選任・解任委員会への出席
- (イ) その他理事長が必要と認める業務

イ 旅費

法人旅費規程による。

2 役員等には、前項に規定するもの以外の賞与、退職手当等一切のものは、これを支給しない。

3 評議員選任・解任委員会委員を兼ねている監事及び職員給与を支給されている職員には、第1項第2号の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び手段は、次の各号のとおりとする。

(1) 支給の時期

前条第1項第1号又は第2号に列挙する業務に従事した日

(2) 支給の手段

現金渡し

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年6月7日から施行する。